

新発田市耐震改修促進計画

平成28年3月 改定版

新発田市

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 1 | 計画の目的等 | |
| (1) | 計画の目的 | 1 |
| (2) | 新発田市耐震改修促進計画の位置づけ | 1 |
| (3) | 計画期間 | 2 |
| (4) | 計画の対象 | 2 |
| 2 | 新発田市における地震の危険性 | |
| (1) | 市内で発生した地震（寛文以降） | 3 |
| (2) | 市内の活断層 | 4 |
| (3) | 市内で想定される地震の規模、想定される被害の状況 | 5 |
| 3 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | |
| (1) | 耐震化の現状 | 6 |
| (2) | 耐震化の目標 | 8 |
| 4 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | |
| (1) | 耐震診断及び耐震改修の基本方針 | 10 |
| (2) | 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | 11 |
| (3) | 耐震改修等を促進させるための環境の整備 | 14 |
| (4) | 建築物の総合的な地震対策 | 14 |
| (5) | 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 | 16 |
| (6) | 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 | 17 |
| (7) | 建築物の安全性に関する表示制度 | 17 |
| 5 | 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | |
| (1) | 地震ハザードマップの公表 | 18 |
| (2) | 耐震化などに関する相談体制の整備及び情報提供の充実 | 18 |
| (3) | パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 | 18 |
| (4) | リフォームに合わせた耐震改修の誘導 | 19 |
| (5) | 町内会・自主防災組織等との連携 | 19 |
| 6 | 建築基準法による勧告又は命令等に関する事項 | |
| (1) | 耐震改修促進法による指導等の実施 | 20 |
| (2) | 建築基準法による勧告又は命令等の実施 | 21 |
| (3) | 所管行政庁との連携 | 21 |
| 7 | その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 | |
| (1) | 関係団体等との連携 | 22 |

1 計画の目的等

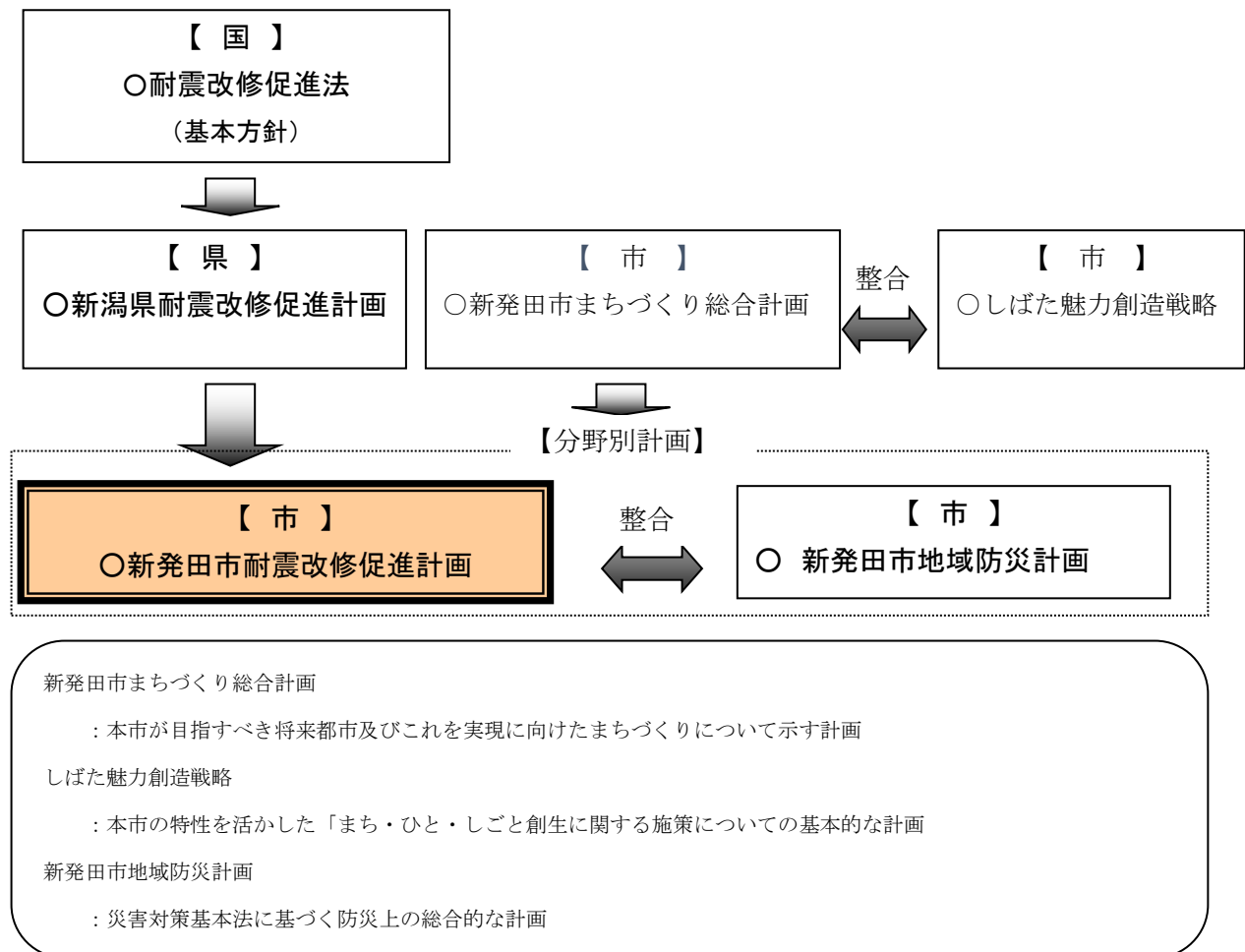
(1) 計画の目的

新発田市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震に強い新発田市を実現するため、市内既存建築物の耐震性能の確保に向け、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的としています。

(2) 新発田市耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月 25 日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。

また、本計画は、耐震改修促進法第 4 条の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び新潟県耐震改修促進計画を勘案するとともに、「新発田市まちづくり総合計画」、「しばた魅力創造戦略」及び「新発田市地域防災計画」との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。



3) 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び新潟県耐震改修促進計画と同様に、平成 32 年度までとします。

ただし、本計画は、施策の基礎資料となる新たな統計調査、社会情勢の変化や耐震化を促進する上で、の課題等に柔軟に対応するため、期間内であっても必要に応じて検証を行い、計画内容の見直しを行います。

(4) 計画の対象

本計画の対象地域は新発田市全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和 56 年に導入された現行の耐震基準（※1）を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとします。ただし、非構造部材については、新耐震基準に基づいて設計されたものも含まれます。

なお、公共建築物については各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであることから、本計画においては、市有建築物を対象とします。

※1 [現行の耐震基準]

中規模の地震（震度5強程度）に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震（震度6強から震度7程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。昭和56年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

2 新発田市における地震の危険性

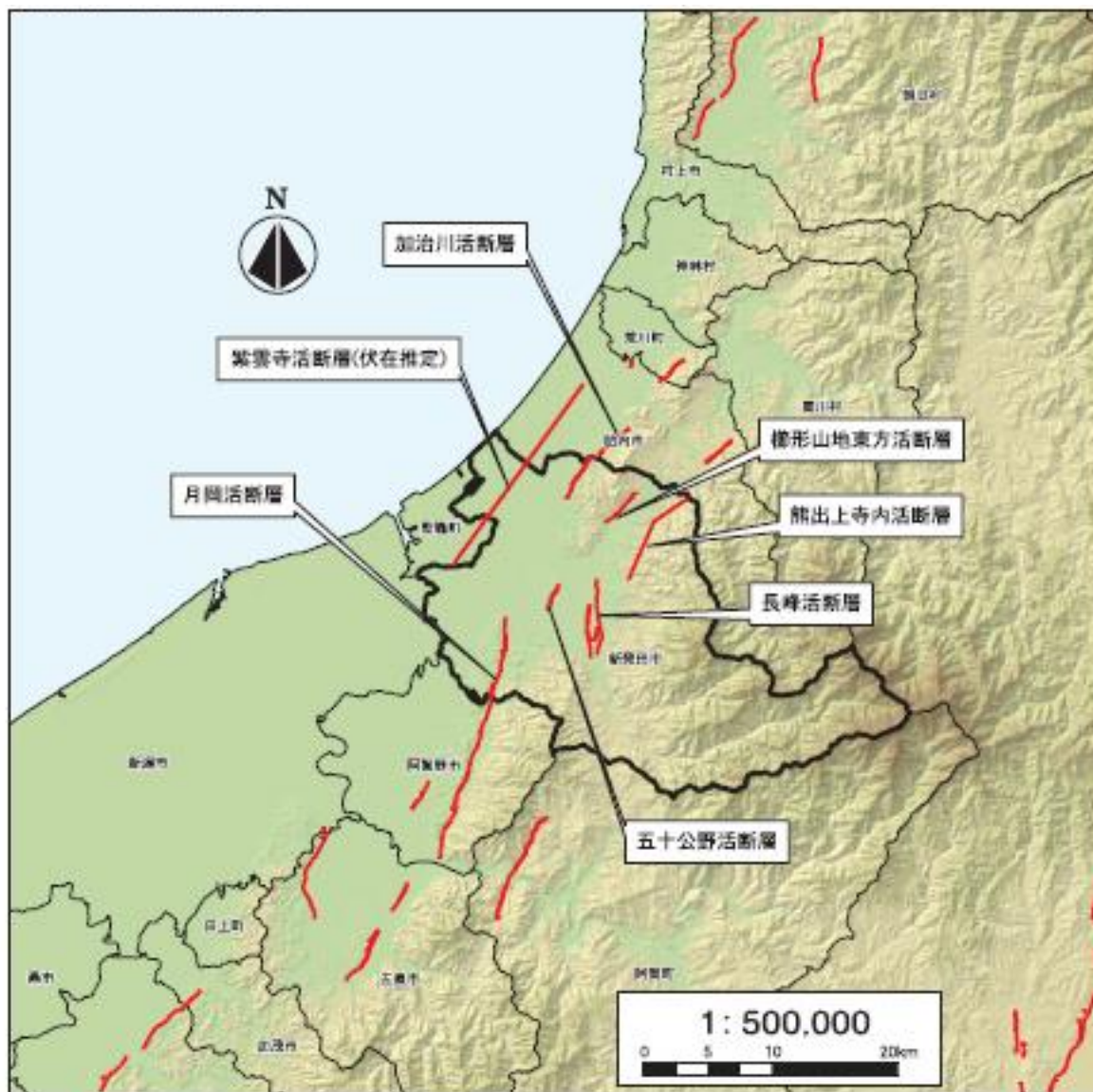
(1) 市内で発生した地震(寛文以降)

| 発生年月日 | 規模 | 地名 | 被害の状況 |
|-----------------------------|-----|--------|---|
| 1669.5.5(寛文9年) | | 越後国新発田 | 新発田城の石垣崩壊 余震が30日間続く |
| 1964.6.16(昭和39年) (新潟地震) | 7.5 | 粟島付近 | 人的被害 死者1、負傷者4 建物被害 500棟以上(全壊・半壊、一部損壊含む) |
| 1995.4.1(平成7年) (新潟県北部地震) | 5.6 | 北蒲原南部 | (新発田地区の規模、震度4) 負傷者2 建物全壊1、半壊1、一部破損7 水道管、給水管破裂により58世帯断水 河川堤防亀裂3 新発田城、奉先堂の壁面損壊 ブロック塀倒壊3 (豊浦地区の規模、震度5) 負傷者8 建物全壊2、半壊11、一部損壊534 市島邸(湖月閣全壊、ほか一部損壊) 墓倒壊13、石燈籠倒壊7 公共文教施設、農林水産施設、農産、 商工等被害大 被害総額2,166,711千円 |

2) 市内の活断層

本市周辺で確認されている活断層は、下図のとおりです。下図で示されたもの以外にも、活断層が地表に現れていないところで、地震が起きる場合があります。

新発田市周辺の活断層



(出典：新発田市ハザードマップ)

(3) 市内で想定される地震の規模、想定される被害の状況

新発田市ハザードマップで想定されている月岡地区及び楡形山地を震源とする地震について、その規模及び被害の状況は以下のとおりです。

なお、想定されている地震については、地震を予知するものではありません。

| 想定される地震 | | 月岡地区を震源とする地震 | 楡形山地を震源とする地震 |
|----------|-------|--------------|--------------|
| 規模・被害等 | | | |
| マグニチュード | | M7.3 | M6.8 |
| 震度(最大) | | 7 | 6強 |
| 建物被害 | 全壊棟数 | 約10,800棟 | 約2,400棟 |
| | 半壊棟数 | 約21,600棟 | 約5,700棟 |
| 出火件数 | | 約90件 | 約30件 |
| 人的被害 | 死者 | 約160人 | 約40人 |
| | 負傷者 | 約8,300人 | 約3,100人 |
| | 長期避難者 | 約47,600人 | 約10,200人 |
| ライフライン被害 | 断水率 | 約91% | 84% |
| | 停電率 | 約25% | 10% |
| | ガス支障率 | 100% | 23% |
| | 電話支障率 | 24% | 7% |



(出典：新潟県中越沖地震被害状況)

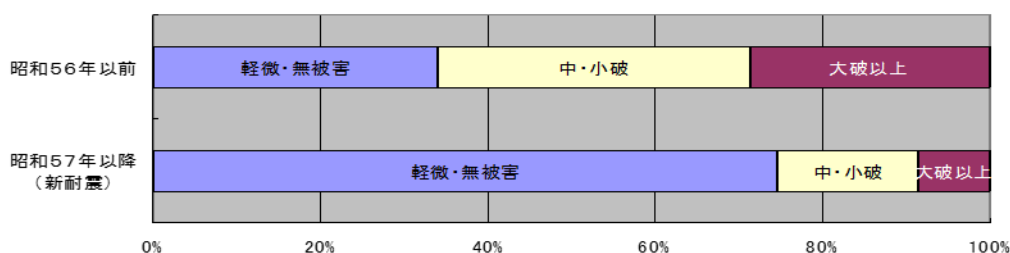
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 耐震化の現状

1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました(昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準)。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの(旧耐震基準による)について被害が大きかったことがわかっています(昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築されたものでは約 2/3 に達しています。)

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



(出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

2) 住宅

住宅・土地統計調査(※2)をもとに推計した平成 27 年度末の新発田市の住宅総数は約 32,500 戸です。そのうち、耐震性のある住宅は約 26,000 戸とされ、耐震化率(※3)は 80%になります。これは平成 27 年度末の耐震化目標 80%を達成したことになります。また、国と県については、下表のとおり目標を達成しない状況です。目標達成に至らない原因としては、耐震化に要する所有者の費用負担が大きいこと、所有者の高齢化で耐震化の意欲が高まらないことなどがあげられます。

《新発田市と全国及び新潟県の耐震化率》

| 住 宅 | 平成 15 年 | 平成 17 年度末 | 平成 19 年 1 月 | 平成 27 年度末 | |
|-------|---------|-----------|-------------|-----------|-----|
| | | | | 現 状 | 目 標 |
| 全 国 | 75% | 79% | — | 83%(※5) | 90% |
| 新 潟 県 | 71% | 74% | — | 83%(※5) | 87% |
| 新発田市 | — | — | 59%(※4) | 80% | 80% |

※2 統計法に基づく調査。わが国の住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態等を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明かにし、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的に昭和23年以来5年ごとに実施しています。直近では、平成25年に実施されています。

※3 国・県・市とも平成27年度末の耐震化率は住宅・土地統計調査からの推計値です。ここでは、耐震診断により「耐震性なし」と確認されたものと耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震化を図るもの」として耐震化率を算定しています。

※4 平成 19 年 1 月時点における市の耐震化率は、平成 15 年の豊浦町、平成 17 年の紫雲寺町、加治川村との合併により「住宅・土地統計調査」から適切に算出を行うことができないため、固定資産台帳を基に算定しています。

※5 平成 27 年度末における国・県の耐震化率は、市が独自に推計したものです。また、国の耐震化率は、平成 27 年度末を推計したものです。

3) 特定建築物(※6)

平成 27 年度末の特定建築物の耐震化率は 81%です。これは平成 27 年度末の耐震化目標 90%に至っていません。国と県についても同様で、下表のとおり目標を達成しない状況です。特定建築物の内、市有建築物の耐震化については、これまでの取り組みにより平成 27 年度末で、64 施設のうち耐震化率は 95%（解体及び用途廃止の予定があるものを除くと、耐震化率 100%）です。一方、民間建築物については、128 施設のうち耐震化率は 74%です。今後は民間建築物をいかに耐震化に導くか、いかに所有者等へ耐震化への適切な情報を伝えるかが課題となります。

《新発田市と全国及び新潟県の耐震化率》

| 特定建築物 | 平成 15 年 | 平成 17 年度末 | 平成 18 年度末 | 平成 27 年度末 | |
|-------|---------|-----------|-----------|------------|-------|
| | | | | 現 状 | 目 標 |
| 全 国 | 7 5 % | — | — | 8 7 % (※5) | 9 0 % |
| 新 潟 県 | — | 5 8 % | — | 8 4 % (※5) | 9 0 % |
| 新発田市 | — | — | 4 7 % | 8 1 % | 9 0 % |

【特定建築物の耐震化の現状】

(施設数)

| 用 途 等 | 学校・病院 社会福祉施設等 | 不特定多数の市民 等が利用する施設 | 特定多数の市民等 が利用する施設 | その他 | 全 体 |
|-----------|--|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------|
| | 幼稚園、小学校、中 学校、高等学校、病 院、診療所、老ホ ーム、老人短期入所 施設、保育所等 | ホテル、旅館、物品 販売業を営む店舗 飲食店、集会所等 | 賃貸住宅(共同住宅 に限る)、寄宿舎□ 下宿等 | 事務所、工場、 自動車車庫、 体育館 | |
| 合 計 | 6 4 | 4 5 | 3 4 | 4 9 | 1 9 2 |
| 公共建築物 | 3 3 | 6 | 9 | 1 6 | 6 4 |
| 昭和 57 年以降 | 5 1 | 2 3 | 2 4 | 2 9 | 1 2 7 |
| 公共建築物 | 2 2 | 2 | 5 | 1 0 | 3 9 |
| 昭和 56 年以前 | 1 3 | 2 2 | 1 0 | 2 0 | 6 5 |
| 公共建築物 | 1 1 | 4 | 4 | 6 | 2 5 |
| うち耐震劣るもの | 1 | 1 8 | 5 | 1 2 | 3 6 |
| 公共建築物 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 耐 震 化 | 9 8 % | 6 0 % | 8 5 % | 7 5 % | 8 1 % |
| 公共建築物 | 1 0 0 % | 1 0 0 % | 1 0 0 % | 8 1 % | 9 5 % |

※公共建築物は、国または県が管理運営している建築物を除く。また、昭和 56 年以前の建築物で、耐震性が確認できないものについては、耐震性が劣るものと推定しています。

※6 【特定建築物】

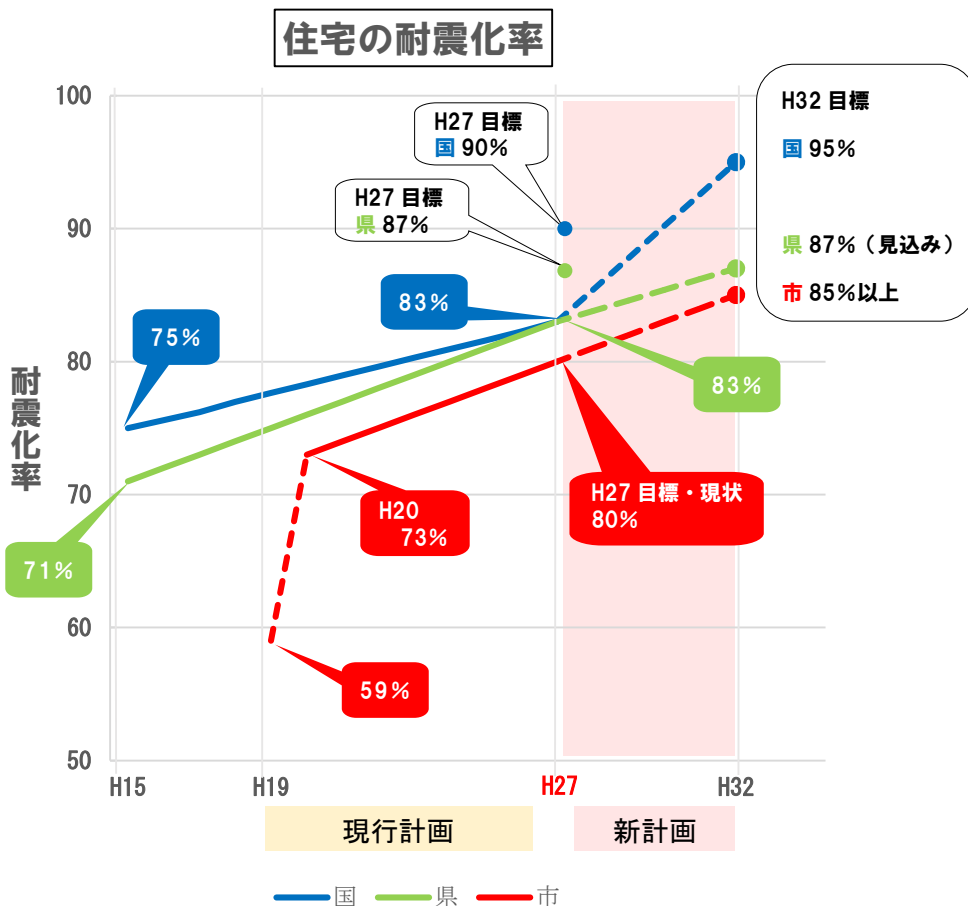
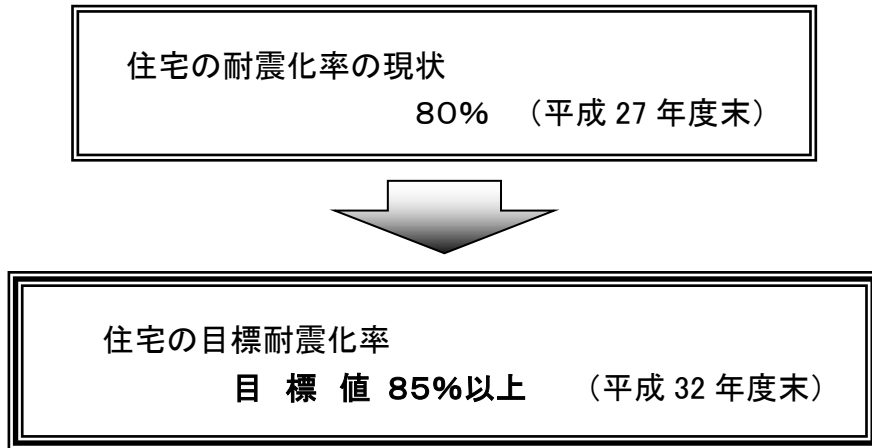
以下に掲げる建築物で、現行の耐震関係規定に適合しないもの（耐震改修促進法第 14 条第一号に掲げる特定既存耐震不適格建築物）をいいます。ただし、耐震化の指標としては、①のみを対象としています。

- ① 学校、体育館、病院、劇場、百貨店など、多数のものが利用する建築物で政令で定める規模以上のもの
- ② 火薬類、石油類等の危険物で政令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建築物
- ③ 地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるとして政令で定める建築物

(2) 耐震化の目標

1) 住宅

住宅の耐震化目標は、平成 32 年度末までに、耐震化率 85%を最低限達成することとし、目標値以上に耐震化を促進させることによって、市民の安心・安全を確保することを目指します。また、地震時に迅速な避難が困難な高齢者や障害者に対して、簡易補強工事や耐震シェルターの設置を促し、人命を守る取組みを行います。

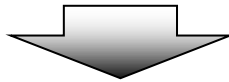


※H27の耐震化率は国・県・市とも推計値

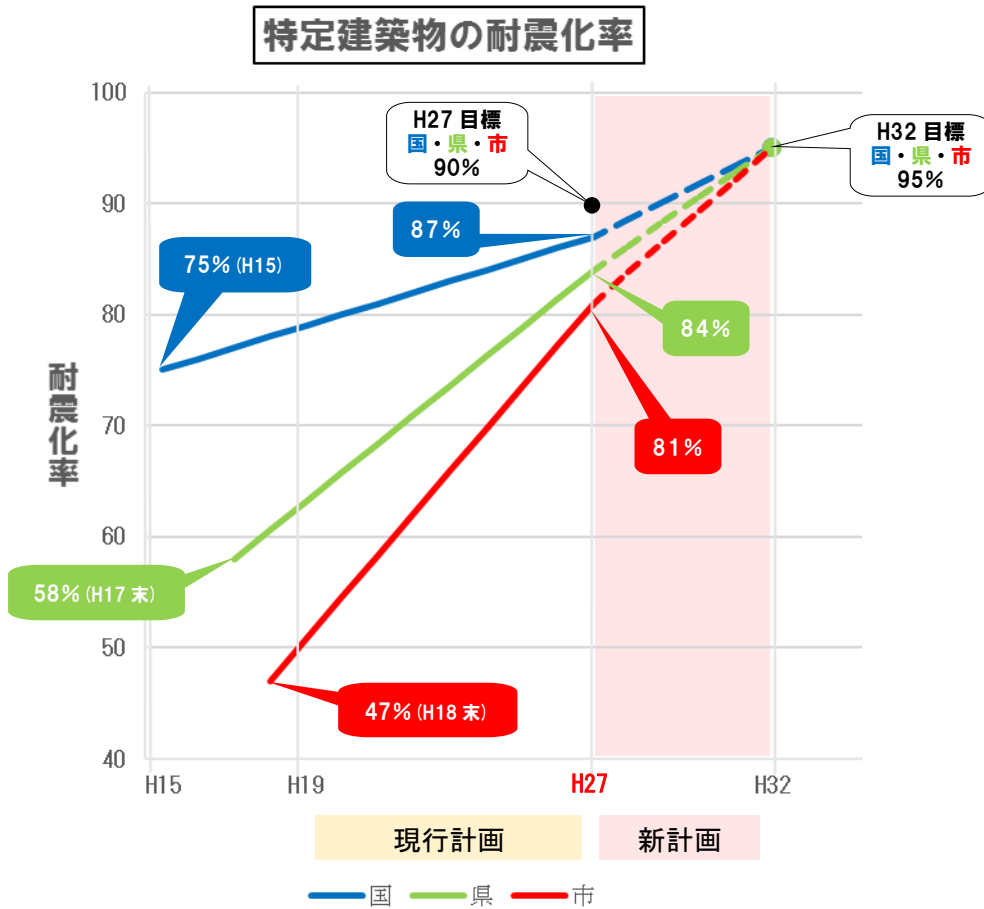
2) 特定建築物

特定建築物の耐震化目標は国、県と同様に、平成 32 年度末までに耐震化率 95%とします。公共建築物（市有建築物）については、解体及び用途廃止の予定があるものを除くと、耐震化率 100%を達成することが確実であるため、早期着手に向けた取組みを行います。

特定建築物の耐震化率の現状
81%（平成 27 年度末）



特定建築物の目標耐化率
目 標 値 95%（平成 32 年度末）



※H27の耐震化率は国・県・市とも推計値

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修の基本方針

1) 自助

住宅や建築物の耐震化の促進を図るためには、所有者等が耐震診断や耐震改修を行う「自助」が最も重要であり、この「自助」により個々の耐震化が進むことで、地震災害時に建築物の倒壊等による道路閉塞を防ぎ、円滑な避難・救助活動が可能となるなど「共助（互助）」にも繋がります。

そのため、住宅・建築物の所有者は、周囲に対して「避難所」として機能できるような心がけで、自ら所有等する建築物の耐震化などの地震防災対策に取り組むことが望まれています。

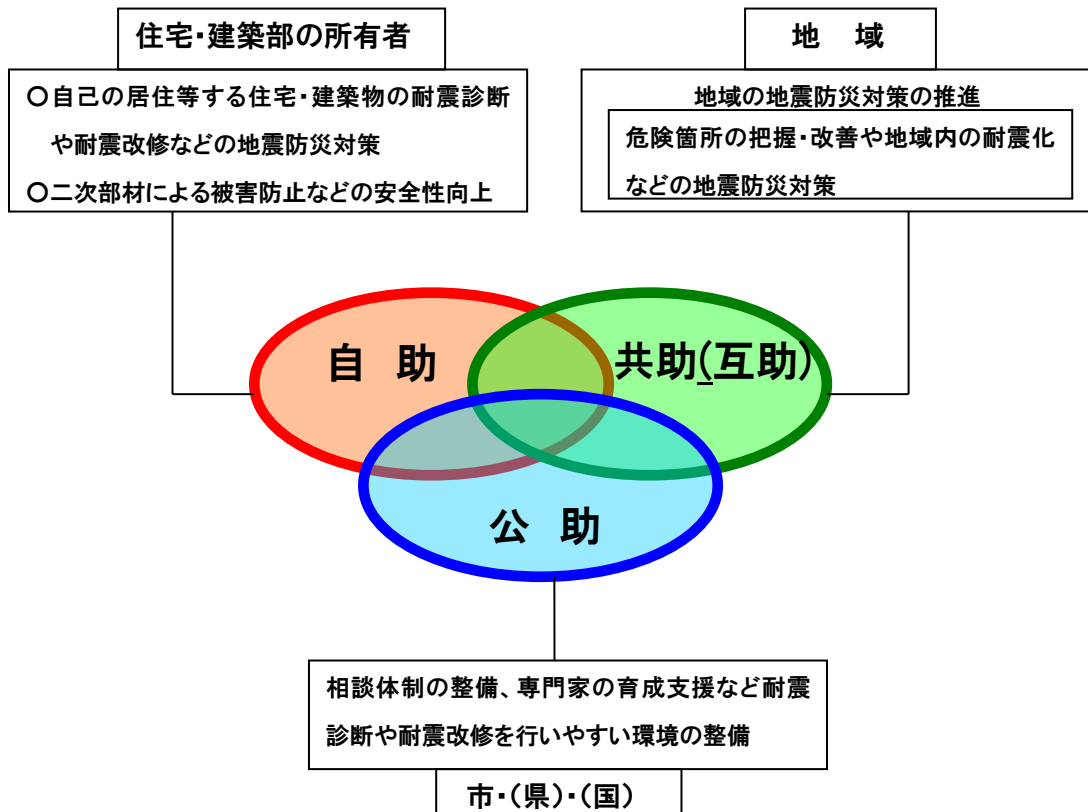
2) 共助（互助）

住宅や建築物の耐震化が進んだとしても、地震によるブロック塀の倒壊や火災等の二次災害によって地域全体が被災してしまう可能性があります。

地域においては、自主防災組織やNPO法人のほか、中越大震災、また、東日本大震災において大きな役割を果たした地域コミュニティを通じて、日頃から「みんなで安全性を高めていく」といった共助（互助）の精神のもと、危険箇所の把握・改善や地域内の耐震化などの地震防災対策に取り組むことが望まれます。

3) 公助

市は、国・県・周辺市町村と連携を図りながら、この「自助」と「共助（互助）」による地震防災対策が進みやすいように、関係団体とも連携を図り、「公助」としての耐震診断や耐震改修に関する情報の充実や相談窓口の設置、技術者の育成支援などといった環境整備の促進に努めます。

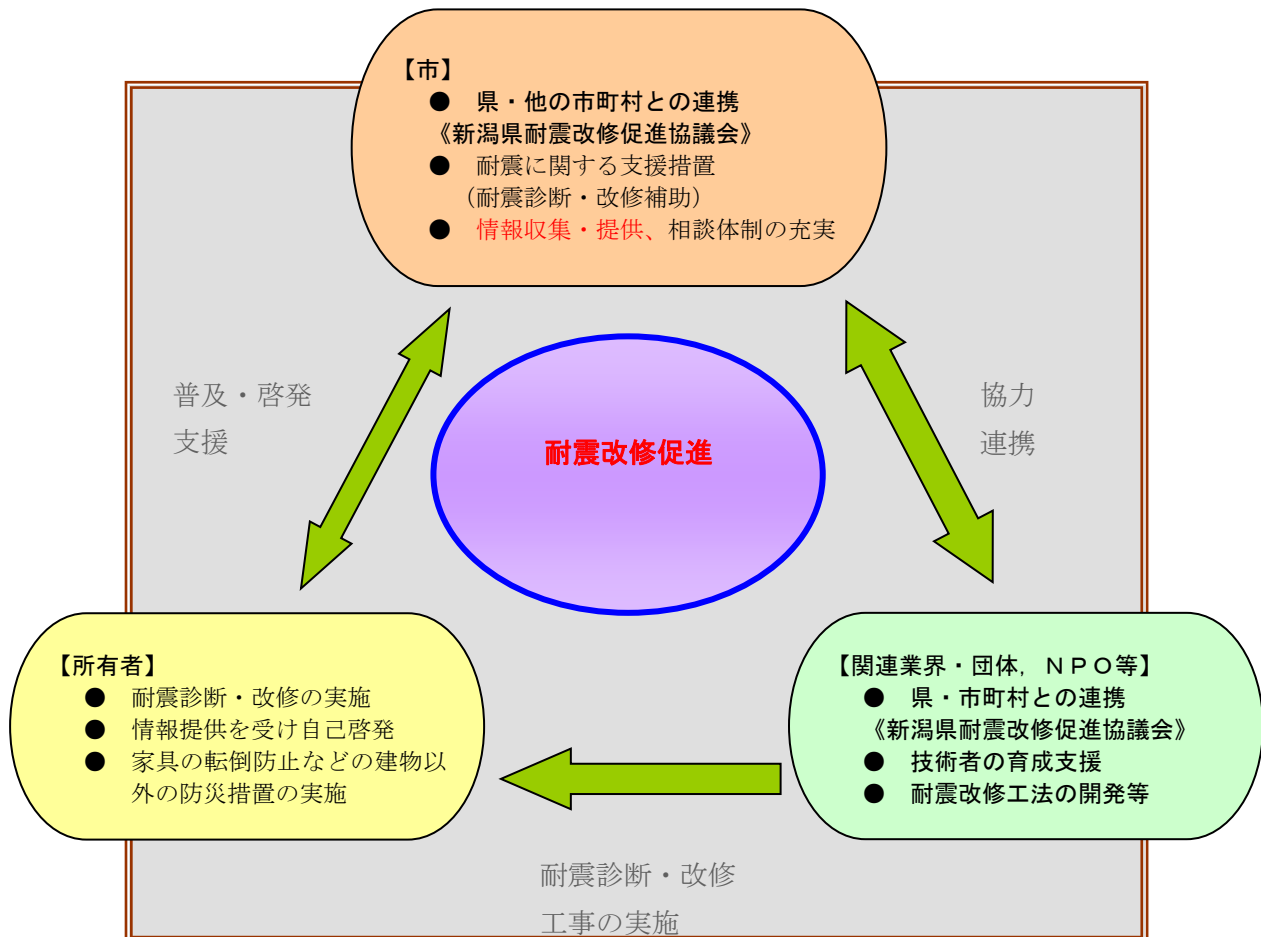


(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1) 耐震診断及び耐震改修の基本的方針

平成 25 年の「耐震改修促進法」の改正において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての建築物所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が盛り込まれました。住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自らの生命、身体及び財産は自ら守るという視点に立ち、自ら地域の問題を意識して対策に取り組むことが不可欠です。市では、このような取り組みに対して、可能な限り支援する観点から、住宅・建築物の所有者等に対して耐震化を進めるための環境整備や負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じます。

また、耐震化への情報を地域単位で普及・啓発を進めるとともに、所有者等への働きかけの継続強化、情報提供の充実に努めます。これらを進める上で、国・県・周辺市町の行政間の連携を図るとともに、建築関連業界をはじめ地震防災に関わる団体等の連携・協力を努めていきます。



耐震改修の基本的な取り組み

2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援

住宅・建築物の所有者等に対し、耐震診断や耐震改修の重要性について積極的に啓発していくとともに、耐震診断や耐震改修の助成制度や融資制度、耐震改修促進税制等について、積極的な普及・周知啓発を図り活用を促していきます。市では、次のとおり耐震化を促進するための事業を行っています。

① 木造住宅耐震診断士派遣事業

| 区 分 | 申 請 者 負 担 額 | 対 象 住 宅 |
|------|-------------|--|
| 耐震診断 | 無 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅。 (併用住宅の場合は、住居部分が過半以上のものに限る。) ・所有者自ら居住する住宅。 ・延べ面積が 500 m²以下、かつ、地階を有しない地上 2 階建て以下。 ・木造軸組工法の住宅。(国土交通大臣などから特別な認定を受けていないものに限る。) |

② 木造住宅耐震改修等支援事業

| 区 分 | 補 助 額 | 対 象 住 宅 |
|------|-----------------------------------|--|
| 耐震設計 | 耐震設計に要する費用の 1/2 以内 100,000 円限度 | 市の制度を利用した耐震診断を行い、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもの。 |
| 耐震改修 | 耐震改修に要する費用の 1/3 以内 650,000 円限度 | 市の制度を利用した耐震設計を行い、補強計画書に基づき耐震改修工事を実施するもの。 |

③ 木造住宅簡易補強工事等支援事業 (※7)

| 区 分 | 補 助 額 | 対 象 住 宅 |
|------------------|-----------------------------------|--|
| 簡易補強設計 | 耐震設計に要する費用の 1/2 以内 100,000 円限度 | 市の制度を利用した耐震診断を行い、耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満と診断されたもの。 |
| 簡易補強工事 (※8) | 耐震改修に要する費用の 1/3 以内 600,000 円限度 | 市の制度を利用した簡易補強設計を行い、補強計画書に基づき簡易補強工事を実施するもの。 |
| 耐震シェルター設置工事 (※8) | 耐震改修に要する費用の 1/3 以内 400,000 円限度 | 市の制度を利用した耐震診断を行い、耐震診断の結果、1 階の上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもの。 |

※7 補助対象者は、高齢者（65 歳以上）又は障害者を含む世帯に限る。（平成 28 年 4 月 1 日より）

※8 申請する年度に、地震、噴火又は津波を原因とする火災、損壊、埋没等による損害を補償することを目的とする保険又は共済に加入・更新する場合は、地震保険料等の 1/2 以内かつ 6,000 円限度×5 年間分も補助される。

3) 税制の優遇策

住宅・建築物の耐震化を促進するため、次のような税の特例措置がとられています。

住宅に係る耐震改修促進税制（所得税、固定資産税）

【所得税】

個人が新発田市内において旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用と改修に係る標準的な工事費用とのいずれか少ない金額の10%相当額（上限あり）を所得税から控除

【固定資産税】

個人が新発田市内において旧耐震基準により建築された住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）の課税の特例

4) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み（※9）に努めます。

※9 [各種の取り組み]

「新潟県耐震改修促進協議会」（平成19年7月設置）への参加

☆ 協議会の概要

- ① 構成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体
- ② 協議会の所掌事項
 - a 耐震改修促進法第6条に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関する事
 - b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事
 - c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事
 - d その他耐震化の促進に関して必要な事項

(3) 耐震改修等を促進させるための環境の整備

1) 耐震相談窓口の設置

住宅や建築物の耐震改修を促進するためには、所有者等の地震防災対策に関する意識の向上や理解を深めるよう促すとともに、必要な情報が正確かつスピーディーに提供され、気軽に相談できる体制が求められています。

市では、県や関係団体と相互に連携を図り、これら建築物に関する地震防災対策の情報提供をより充実させ、所有者等が安心して耐震について相談ができるよう建築課に窓口を設置します。また、防災及び建築物の耐震・リフォーム関連普及啓発イベント等に出展し、より気軽に相談できる窓口を開設するなど、市民のニーズに対応するよう努めます。

2) 耐震関係技術者の育成

建築技術者へ木造住宅等建築物の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図ることが、住まいの安全性確保に繋がることから、建築技術者を対象に耐震診断士を育成するための講習会等を開催します。

(4) 建築物の総合的な地震対策

中越大震災では、敷地の崩落などにより危険となった住宅が多く見受けられ、また、福岡県西方沖地震では、ブロック塀の倒壊により被害が発生するなど、敷地やブロック塀の安全対策も求められています。

また、過去に発生した地震においては、沿道の建築物の倒壊や屋外広告物の落下等により、緊急車両などの通行が妨げられたり、窓ガラスの破損、天井の崩落等により死傷者が出るなどの事例も発生しています。このため、市では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導していきます。

1) ブロック塀等の転倒防止

地震時のブロック塀等の倒壊は、死傷者の発生や避難路を塞ぐことによる、避難・救援活動の妨げになります。このためブロック塀等の倒壊の危険性を周知するとともに、補強方法等の普及啓発を図ります。また必要に応じて改修指導を行います。

2) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や外壁・屋外看板等の落下は、人的被害を発生させるだけでなく、がれきによって避難・救援活動の妨げとなります。このため窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性を周知するとともに、補強方法等に普及啓発を図ります。また必要に応じて改修指導を行います。

3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模な空間を有する建築物の天井等の非構造部材については、地震時には落下・崩壊崩落等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等に定期的な点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。また必要に応じて改修指導を行います。

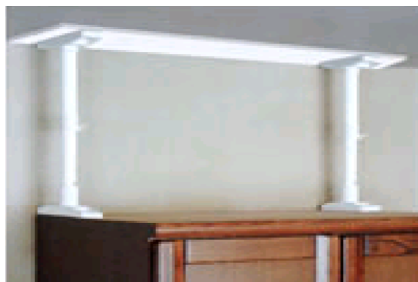
4) エレベーターの安全対策

安全点検の励行による適正な維持管理と共に、エレベーターの緊急停止によるカゴ内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した際の対処方法等について、建築物の所有者及び利用者に周知を図ります。

5) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難・救助活動の妨げになります。このため身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を呼びかけると共に家具の固定方法の普及啓発を図ります。

突っ張り棒タイプ



ベルト連結タイプ

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

中越大震災では、土砂崩れや地滑りなどにより多くの道路が寸断され、7市町村 61 地区で、外部と通じる全ての道路が通行できなくなり、一時 1,938 世帯が孤立しました。

一方、阪神・淡路大震災では大都市を襲った地震であったことから、倒壊した建築物によって多数の道路が閉塞し、住民の避難や救急・消防活動に多大な影響を及ぼしました。

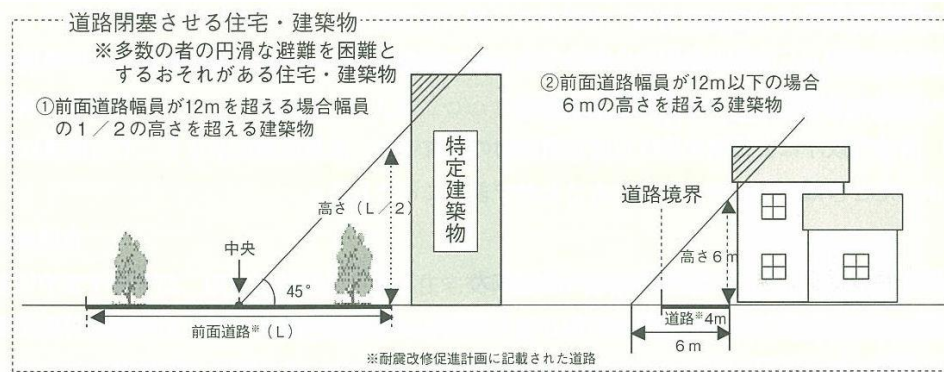
このように、地震時には道路の通行障害が生じ、住民の円滑な避難、救急、消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、道路機能を確保することが非常に重要となることから、新発田市地域防災計画では「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき「緊急輸送道路」指定をしています。

本計画では、市で指定している緊急輸送道路を、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号に該当する道路として位置付け、沿道建築物の耐震化対策に努めます。

緊急輸送路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 | 距離(km) |
|--------------|-----------------|--------|
| 主要地方道新発田停車場線 | 佐々木交差点～石川小路交差点 | 5.2 |
| 主要地方道新発田停車場線 | 本町交差点～新発田駅 | 0.4 |
| 主要地方道新発田津川線 | 七軒町交差点～市水道局前交差点 | 1.5 |
| 県道次第浜新発田線 | 真野原外交差点～小舟町交差点 | 5.0 |
| 県道米倉板山新発田線 | 石喜交差点～新発田駅 | 5.6 |
| 県道鳥穴日渡線 | 鳥穴交差点～日渡交差点 | 5.0 |
| 県道豊栄天王線 | 鳥穴交差点～天王交差点 | 3.1 |
| 県道月岡停車場月岡線 | 上中山交差点～中之通交差点 | 4.8 |

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件



(6) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

中越大震災の特徴は中山間地域を震源とする地震であり、斜面の崩壊などの地盤災害に伴い、多くの住宅が様々な被害を受けました。

本市においても、中山間部を多く抱えていることから、がけ地の崩壊等により住民に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、がけ地近隣等危険住宅移転事業を活用して移転を促進します。

(7) 建築物の安全性に関する表示制度

市民等が建築物を利用するに当たり、容易に耐震性があることが確認でき、地震に対する安全性が判断できるように、建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第22条の規定により安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、認定証を見やすい場所に表示するよう促します。

要緊急安全確認大規模建築物（※10）については、提出された診断結果をもとに、市民等が耐震性を確認できるよう公開します。

※10 【要緊急安全確認大規模建築物】

耐震診断の義務付け対象の建築物であり、原則として階数3以上かつ床面積5,000㎡以上のもの（耐震改修促進法附則第3条）をいいます。

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの公表

住民や建築物所有者に、住宅及び建築物の耐震化を促していくためには、その地域において発生するおそれのある地震と建物被害の可能性などを住民に伝え、注意を喚起し、防災意識の高揚を図ることが重要です。

そのため市では、身近な情報を分かりやすく示した地震のハザードマップを公表しています。

ハザードマップは、想定される地震の震度の分布状況や市が指定する防災拠点、避難所等が示されています。

(2) 耐震化などに関する相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅や建築物の耐震化を促進するためには、耐震診断や耐震改修に関する情報を適時提供し、所有者等が安心して、耐震化に取り組める環境を整備することが重要です。

- ① 市民の耐震診断・耐震改修に関する問い合わせに応じられるよう相談窓口を建築課に設置。
- ② 窓口では、耐震に関する各支援事業の説明、耐震診断士の紹介などを行います。また、耐震改修業者選定に困っている人に対し、国土交通省のリフォーム事業者検索システムを紹介します。
- ③ 住宅の改修費用等が適切かの判断に困っている人に対し、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「リフォーム見積チェック」をお勧めします。
- ④ 民間特定建築物の所有者に対し、耐震化に関するアンケート調査を行い耐震化状況の把握に努め、調査に合わせ各種情報提供を行います。
- ⑤ 民間建築物の改修方法等の参考として、国土交通省監修の「建築物の耐震改修事例集」等各種パンフレットをお勧めします。

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

1) パンフレットの作成・配布

- ① 本耐震改修促進計画の概要や耐震診断・耐震改修等の支援制度に関するパンフレット等の作成及びホームページへの掲載を行います。
- ② 窓口相談や防災訓練、講習会などでパンフレットの配布を行います。
- ③ 防災及び建築物の耐震・リフォーム関連普及啓発イベント等に出展し、広報やポスター、パンフレット等による積極的な案内を行います。
- ④ 公的施設等におけるパンフレットの配置及びポスターの掲示を行います。
- ⑤ 耐震関連事業者へのポスター・パンフレットの配布を行います。
- ⑥ 耐震化支援制度などの情報を必要に応じ、市民に向け個別配布を行います。

2) セミナー・講習会の開催

- ① 市民の要望に応じ、出前講座を実施します。
- ② 関係団体による市民向け地震対策セミナー等の実施を支援します。
- ③ 建築技術者を対象とした耐震診断技術者の育成を目的とした講習会を開催します。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅の内外装、設備などのリフォーム工事と耐震改修工事を合わせて行うことで、改修費用や施工の効率化が図れます。また、耐震化工事に比べ、リフォーム工事に関心を持つ市民も多いことから、リフォームに併せた耐震改修を誘導します。そのために、住宅リフォーム支援制度や建築物の防災・リフォーム関連 PR イベント等の機会を利用し、耐震化に向けた情報を市民やリフォーム事業者に対して周知を図ります。

(5) 町内会・自主防災組織等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る【自助】」「自分たちの地域は自分たちで守る【共助(互助)】」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市には、平成 28 年 3 月 31 日現在 169 の自主防災組織があり、市と連携した活動を行っており、今後は、全市拡大に向けて取り組んでいきます。また、町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断や耐震改修の啓発のため、出前講座などを開催する支援を行います。

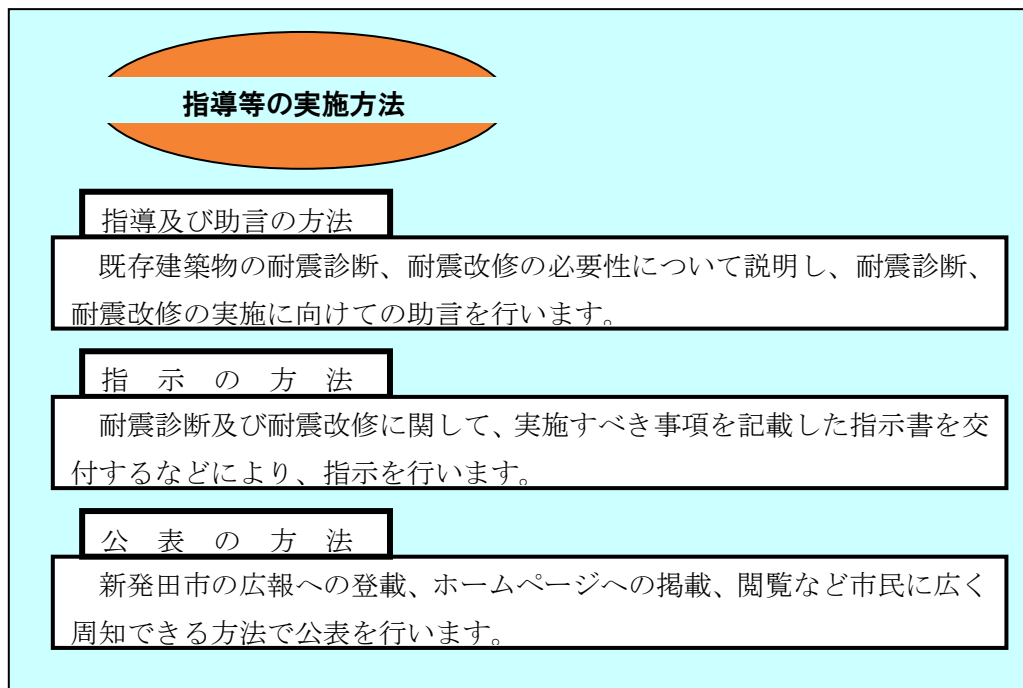
6 建築基準法による勧告又は命令等に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

市は、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修の適確な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。

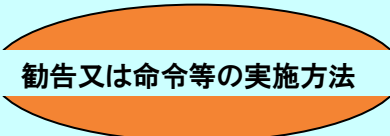
また、耐震改修促進法第 15 条第 2 項の規定により、指導に従わなかった者のうち法令で定める一定規模以上の特定建築物の所有者に対し、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、耐震改修促進法第 15 条第 3 項の規定により、公表を行います。



(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法第 15 条第 3 項による公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行わなかった場合、当該建築物の所有者等に対し、市は、建築基準法第 10 条第 1 項から 3 項の規定により、勧告又は命令等を行います。



勧告又は命令等の実施方法

建築物の構造が著しく保安上危険であると認める場合は、建築基準法第 10 条第 3 項の規定により当該建築物の除却、移転、改築、使用制限などの保安上必要な措置をとるよう命令を行います。

建築基準法第6条に規定する特殊建築物の場合

建築物の構造について、損傷や腐食等の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合は、建築基準法第 10 条第 1 項の規定により当該建築物の除却、移転、改築、使用制限などの保安上必要な措置をとるよう勧告を行います。

勧告を受けた者が正当な理由なく必要な措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとるよう命令を行います。

(3) 所管行政庁との連携

市は、県や県内の他の所管行政庁(※ 1 1)と指導を行うべき建築物の選定や実施の方法、公表のあり方等について、連携して検討を進めていきます。

また、建築基準法による勧告や命令等についても、その適切な実施にあたって、県や県内の他の所管行政庁と連携を行います。

※ 1 1 耐震改修促進法第 2 条第 3 項に規定する「所管行政庁」をいい、平成 28 年 3 月現在、県内では、県及び新発田市のほか、新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、三条市が所管行政庁となっています。

7 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体等との連携

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震改修が進みやすい環境整備や情報提供の充実、診断技術者の育成等といった施策を総合的に推進する体制が必要です。

市は、県が主催する新潟県耐震改修促進協議会へ参画するとともに、新潟県建築士会北蒲原支部・新発田分会等、市内の建築関係団体等と連携をとりながら、市民の視点から防災拠点となる重要な公共建築物などの耐震化を促進するため、市内の小中学校、幼稚園等の耐震化状況を公表しています。